

1. 補助金交付申請 (解体業者と解体工事請負契約等を締結する前に申請)

必要書類

- ①補助金交付申請書 (第1号の1様式)
- ②事業計画書 (第1号の2様式)
- ③解体費用の見積書の写し ※補助対象となる住宅だけの見積が必要
- ④案内図
- ⑤公図写し
- ⑥空き家報告書 (第1号様式)
- ⑦所有者等を確認できる下記のいずれかの書類の写し
 - ・ 建物・土地登記簿謄本
 - ・ 建物が登記されていない場合は、名寄せ台帳又は固定資産税の評価証明書又は、遺産分割協議書等
 - ・ その他、所有が確認できる書類
- ⑧昭和56年5月31日以前に建築 (10㎡以上の増築、改築を含む。) 又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し
 - ・ 建築確認通知書
 - ・ 固定資産課税台帳登録証明書 (家屋)
 - ・ 建物登記簿謄本
 - ・ その他必要と認めるもの
- ⑨耐震診断の結果 ※木造の場合は冊子『誰でもできるわが家の耐震診断』による自己診断結果を報告
※非木造の場合の耐震診断については空き家対策室までお問い合わせください
- ⑩空き家解体・除却工事に係る住宅の配置図及び各階平面図
- ⑪所有者等の承諾書 (第2号様式) ※所有者等以外の者による申請の場合にのみ必要
- ⑫除却工事前の写真

※認印を持参してください
 ※郵送不可 (遠方の方は空き家対策室までお問い合わせください)
 ※代理の方が提出される場合は委任状を添付してください



【補助金交付決定通知を交付】 交付されてから解体業者と契約し着手すること。



2. 変更承認申請 ・ 中止届 (該当しなければ手続き不要)

補助金変更承認申請書 必要書類

※補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認が必要です。変更がある場合には担当までお問い合わせください

- ①変更承認申請書 (第3号様式)
- ②変更事業計画書 (第1号の2様式)
- ③変更したことが分かる書類

中止届 必要書類

- ①廃止 (中止) 届 (第5号様式)



3. 実績報告 ・ 請求 (完了から30日以内または3月末日のいずれか早い日までに提出)

実績報告 必要書類

- ①実績報告書 (第6号様式)
- ②事業実績書 (第1号の2様式)
- ③工事契約書又は領収書の写し
- ④除却工事後の写真
- ⑤建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し (10㎡以上の建築物が届出対象)
- ⑥建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第10条第1項の規定による届出の写し (80㎡以上の建築物が届出対象)

⑤、⑥の書類は解体業者から役所へ届け出る書類です。届け出た書類のコピーを解体業者からもらってください。

請求 必要書類

(お支払いの手続きは実績報告の書類審査完了後【補助金確定通知書の交付後】ですが、日付未記入の請求書をお預かりします)

- ①請求書 (第8号様式)
- ②通帳の写し (又は窓口で通帳の原本確認)



【補助金交付確定通知を交付】

交付日以降に支払手続きを始めます (支払いまで1か月程度お時間をいただきます)。

※住宅用地特例を受けている土地で、解体後に更地の状態が続く場合には、固定資産税 (土地) の減免申請をすることができます